



国海船第68号
平成20年3月31日

(財) 日本船舶技術研究協会会長 殿

国土交通省海事局長



日本工業規格の制定、改正及び廃止について

標記について、別紙のとおり平成20年3月31日付で日本工業規格が制定、改正及び廃止されたので、通知します。

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条、第14条の規定に基づき、平成20年3月31日に下記の日本工業規格を制定、改正及び廃止したので、同法第16条の規定に基づき公示する同法第16条の規定に基づき公示する。

平成20年3月31日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

記

1. 制定された日本工業規格

船用銘板設計基準	F 0 1 0 4
船舶及び海洋技術－機関区域の可燃性油装置からの漏油による火災防止	F 7 1 0 0
オイルフェンスの仕様－第1部：本体部	F 9 9 0 0－1
オイルフェンスの仕様－第2部：接続部	F 9 9 0 0－2

2. 改正された日本工業規格

造船用語－航海機器－レーダー	F 0 0 3 6
舟艇－舟艇の識別－番号付与システム	F 0 0 8 0
ム	
舟艇－オーナー用マニュアル	F 0 1 0 2
船用ホース金物	F 7 3 3 5
船用鋳鋼弁	F 7 4 2 6
船用絶縁監視装置設計基準	F 8 0 5 2
船用電気設備－第352部：電力系	F 8 0 7 1
統用ケーブルの選択及び敷設	

3. 廃止された日本工業規格

船用自動化機器環境試験通則	F 0 8 0 7
舟艇用クロスビット	F 1 0 1 2
舟艇用シャックル	F 1 0 1 4
舟艇用アンカーチェーン	F 1 0 2 0
船用電気設備 第505部 個別規定－移動式海底資源掘削船	F 8 0 7 7
船用携帯形昼間信号灯	F 8 4 5 6
船用ブザー	F 8 5 0 2